



2022年10月21日

各 位

会社名 株式会社 東 名
代表者名 代表取締役社長 山本 文彦
(コード番号：4439 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長 関山 誠
(TEL 059-330-2151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月21日開催の取締役会において、2022年11月25日開催予定の第25期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（株主総会参考書類等の電子提供）第1項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（株主総会参考書類等の電子提供）第2項を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (5) 上記の削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第1条 (目的) (条文省略)	第1条 (目的) (現行どおり)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (条文省略) (新設)	第2条 (現行どおり) (1)～(24) (現行どおり) (25) 新エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、波力、バイオ及び廃棄物等）を利用した発電装置の企画、設計、研究、開発及び施工並びにそれらのコンサルタント業務
(25) (条文省略)	(26) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第17条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条～第17条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第19条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置等) 第1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2. 本附則第1条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年11月25日(予定)
定款の効力発生日 2022年11月25日(予定)

以上